

不燃ごみの分別方法が変わります

不燃ごみは、最終処分先の受け取りの関係で、「金属類」と「ガラス・陶磁器類(せともの)」に分別して出すように変更となります(表①)。4月からは、収集日もそれぞれ異なりますのでご注意ください。

生活健康課町民室 ☎(56) 2222 住民生活室 ☎(58) 7070

不燃ごみ収集の変更点は次のとおりです

- 1 不燃ごみの収集はオレンジボックスを使った収集と袋による収集を廃止し、「コンテナ」による収集に全町統一します。不燃ごみは、「金属類」と「ガラス・陶磁器類(せともの)」と表示されたコンテナに分類して入れてください。
- 2 不燃ごみを入れてきた袋は必ず持ち帰ってください。
- 3 収集する場所は、各地区のごみ集積場所です。「金属類」「ガラス・陶磁器類」と表示されたコンテナが置いてあります。現在オレンジボックスを使っていた地区で、ごみ集積場所とオレンジボックスの場所が異なる場合は、ごみ集積場所に統一します(表②)。
- 4 これらの変更は4月から本格的に移行しますが、2月第2回目収集から試験的に実施しています(オレンジボックスは使用できませんのでご注意ください)。
- 5 コンテナは収集日の前日に置きます。
- 6 大きな不燃ごみはコンテナに入りませんので、コンテナの外に置いてください。

表①24年度からの不燃ごみの扱い方(例)

平成23年度	平成24年度
なべ・やかん	なべ・やかん
フライパン	フライパン
電子レンジ	電子レンジ
ドライヤー	ドライヤー
扇風機	扇風機
ストーブ	ストーブ
ファンヒーター	ファンヒーター
ビデオデッキ	ビデオデッキ
自転車	自転車
せともの	せともの
食器類	食器類
土鍋	土鍋
ガラス	ガラス
化粧品のみ	化粧品のみ

表②新たな不燃ごみの集積場所

地区名	集積場所	地区名	集積場所
大間	大間集会所	小長井	旧製材所
接岨	平田 長島ポンプ小屋 後藤酒店様前		町営大島入口 千頭縫製所 桜保育園前 住谷新聞店様下 柳沢組様入口 宮木米穀店様前 いやし医師住宅下
大谷	谷畑 大沢	上 岸	上岸区不用品回収所 森平
奥 泉	小山 細尾 八木 土本 山本亘一様宅前	前 山	共同製茶工場前
桑野山	桑野山集会所 中村様宅横 桜下昌市様宅横	田 代	公民館 田代1組 田代3組 田代4組 ケーブルテクニカ寮
沢 間	大村よし様宅裏 踏切上 池ノ谷入口	柳 三	柳瀬 三盃
寺 馬	寺野会館 内野様宅上(両国) 後藤様宅横(両国) 馬場松本茶店様上 中部電力駐車場	崎 平	集会所 駅前 高橋様宅前 伊藤和雄様宅横 中平 富沢
千頭西	坂本辻秋様宅横 バス停治山センター下	青 部	集会所 辻様宅前 下沢間
千頭東	梶山隆義様宅前 森林組合車庫下 総合支所下駐車場 みな美容院様横 本川根小学校裏 えびすや様横	洗富小幡	小猿郷 幡住 富士城 洗沢
		平 栗	平栗ごみ集積場所
		坂 京	敷下様宅上 火の見櫓

※現在、オレンジボックスが置いてある場所とは違う場合がありますので、自宅から近い場所を確認してそちらに出すようにしてください。

3月26日から4月1日まで 役場窓口業務を延長します

3月下旬から4月上旬にかけては、進学・就職・転勤などで住民の異動が多い時期です。町ではこの期間、窓口業務時間を延長して、皆さんの手続きを受け付けます。対応する手続きは表のとおりです。なお出生届・婚姻届・死亡届など戸籍に関する届け出は24時間受け付けています。

※なお、次の業務については通常の午前8時15分から午後5時15分までの受け付けとなりますのでご注意ください。
●住基カードの申請交付、旅券の申請(本庁のみ)
●税務関係の証明書・土地台帳、公図の閲覧

期 間	3月26日(日)~30日(金)		3月31日(土)、4月1日(日)	
	本 庁	総合支所	本 庁	総合支所
受付時間	午前8時15分~午後7時		午前8時15分~正 午	
届出できる手続き	本 庁	総合支所	本 庁	総合支所
転入届、転出届、転居届	○	○	○	○
戸籍・除籍などの交付	○	○	○	○
住民票の交付	○	○	○	○
印鑑登録	○	○	○	○
印鑑証明書の交付	○	○	○	○
旅券の受け取り	○	×	○	×
国民健康保険、国民年金の各種届出	○	○	○	○

国民健康保険の加入者で、高額な外来診療を受ける皆さんへ
後期高齢者医療保険

認定証などを窓口で提示すれば、 支払いが一定の金額にとどめられます

これまでの高額療養費制度では、高額な外来診療を受けた際、1カ月の窓口負担が自己負担限度額以上の場合でも、いったんその金額を支払っていましたが、24年4月1日からは、認定証を提示すれば限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。

高額な外来診療を受ける場合



高額な外来診療を受ける人	あらかじめ必要な手続き	窓口で提示する
●70歳未満の人 ●70歳以上の非課税世帯などの人	加入する健康保険組合などに「認定証(限度額適用認定証)」の交付を申請	認定証
●70歳以上75歳未満で、非課税世帯などではない人	必要ありません	高齢受給者証
●75歳以上で非課税世帯などではない人	必要ありません	後期高齢者医療被保険者証

※認定証を提示しない場合は従来通り(高額療養費の支給申請をして、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日ご加入の健康保険組合などから支給)となります。

生活健康課町民室 ☎(56) 2222、住民生活室 ☎(58) 7070